

(別紙2)

平成 年 月 日

全国銀行協会 宛

金融機関名 _____

代表者名 _____ 印

全銀協TIBORリファレンス・バンク指定希望申出書

全銀協TIBORのリファレンス・バンクとして、下記のとおり指定を受けることを希望します。なお、指定された際には、裏面記載のリファレンス・バンクとしての条件を遵守することを確約します。

記

1. 日本円TIBORのみ希望

(別紙日本円TIBORに関する調査票を提出。)

2. ユーロ円TIBORのみ希望

(別紙ユーロ円TIBORに関する調査票を提出。)

3. 日本円・ユーロ円TIBORの両方を希望

(別紙日本円・ユーロ円TIBORに関する調査票を提出。)

なお、本指定希望に係る照会先は、次のとおりです。

部門・役職 _____

担当者名 _____

電話番号 _____

電子メール _____

以 上

(注)希望する番号に 印を付けてください。締切は平成21年1月16日(金)必着です。

全銀協 T I B O R (日本円、ユーロ円)の
リファレンス・バンクとして遵守する事項

1. 午前 11 時時点の「マーケット・レート」^(注 1)を全国銀行協会指定の方法により、所定の時刻^(注 2)までに事務代行会社(ロイター・ジャパン)へ送信することとし、送信にあたっては送信前に入力内容を再鑑し、その内容について責任を持つ。

(注 1)ここでいう「マーケット・レート」とは、日本円 T I B O R の場合は本邦無担保コール市場における、またユーロ円 T I B O R の場合は本邦オフショア市場におけるプライム・バンク間の取引を想定した場合に、市場実勢と見做すレートであって、自行のポジション等に影響されないレートとする。

(注 2)「所定の時刻」とは、日本円 T I B O R 公表の場合は毎営業日午前 11 時 20 分、ユーロ円 T I B O R 公表の場合は毎営業日午前 11 時 15 分である。

2. 何らかの理由により送信が遅れ、午前 11 時 30 分までに事務代行会社へ送信できない場合には、当日の全銀協 T I B O R 公表レート算出の対象から除外されても異議を申し立てない。

3. 一旦事務代行会社へ送信した後に、呈示レートを訂正することは原則として行わない。やむを得ず訂正する必要がある場合には、全国銀行協会と協議のうえ対応する。

4. 上記 1. にもとづき送信した「マーケット・レート」を、全国銀行協会が、別に定める「全銀協 T I B O R (日本円、ユーロ円)公表要領」に定める事務代行会社を通じて参加ベンダーに配信すること、および参加ベンダーが公表することを承諾する。

5. リファレンス・バンクの指定については、全国銀行協会が平成 22 年 3 月末日を以って見直しを行い、その後は原則 1 年毎に見直しを行うことに同意する。

また、この見直しの期限前であっても、全国銀行協会が、全銀協 T I B O R 公表の円滑な運営に支障をきたすと判断した場合には、リファレンス・バンクの指定を取り消されても異議を申し立てない。

6. その他、本書に記載のない事項についても、別に定める「全銀協 T I B O R (日本円、ユーロ円)公表要領」を遵守し、全銀協 T I B O R の公表に協力する。